

長井市地域防災計画修正（第 1 編 総則）

現 行	修 正	修正理由等
第1節 略 第2節 地域の特性と災害要因、災害記録 1～4 略 5 社会的要因 (1) 人口 令和5年3月末日現在の本市の人口は25,091人、世帯数は10,020世帯であり、一世帯当たりの人員は2.5人となっている。人口の推移を見ると、昭和20年頃をピークにその後人口が徐々に減少している。昭和60年前後には一旦増加傾向が見られたが、平成に入り再び減少傾向に転じ、平成21年には30,000人を割り込んでいる。 世帯数は、人口の減少とは逆に増加している状況である。年齢3区分別の人口比率では、高齢者人口（65歳以上）比率が上昇しており、特に平成に入ってから増加率が高くなっており、現在では市民のおよそ3人に1人が65歳以上の高齢者となっている。これに対し生産年齢人口（15歳～64歳）及び年少人口（15歳未満）は、減少傾向にある。また昭和55年以降の地区別の人口を見ると、各6地区とも減少している。 人口の高齢化に伴い、要配慮者対策の重要性が増しているとともに、災害発生時の応急対策や初期活動、自主防災活動への支障が懸念される。 (2)～(3) 略 6～7 略 第3節～第7節 略	第1節 略 第2節 地域の特性と災害要因、災害記録 1～4 略 5 社会的要因 (1) 人口 令和6年3月末日現在の本市の人口は24,639人、世帯数は10,044世帯であり、一世帯当たりの人員は2.5人となっている。人口の推移を見ると、昭和20年頃をピークにその後人口が徐々に減少している。昭和60年前後には一旦増加傾向が見られたが、平成に入り再び減少傾向に転じ、平成21年には30,000人を割り込んでいる。 世帯数は、人口の減少とは逆に増加している状況である。年齢3区分別の人口比率では、高齢者人口（65歳以上）比率が上昇しており、特に平成に入ってから増加率が高くなっており、現在では市民のおよそ3人に1人が65歳以上の高齢者となっている。これに対し生産年齢人口（15歳～64歳）及び年少人口（15歳未満）は、減少傾向にある。また昭和55年以降の地区別の人口を見ると、各6地区とも減少している。 人口の高齢化に伴い、要配慮者対策の重要性が増しているとともに、災害発生時の応急対策や初期活動、自主防災活動への支障が懸念される。 (2)～(3) 略 6～7 略 第3節～第7節 略	時点修正

長井市地域防災計画修正（第2編 第1章）

現 行	修 正	修正理由等
<u>第1節～第5節 略</u> <u>第6節 消防体制整備計画</u> 略 1 略 2 通信手段・運用体制の整備 （1） 略 （2） 通信・運用体制の整備 ア 消防本部における<u>高機能消防指令センターの整備を促進し</u>、緊急時における通報の受理及び各署所への出動指令の迅速化を図るほか、消防、救急活動に必要な救急医療、消防水利、道路、気象情報等のバックアップ体制を強化する。 イ～ウ 略 <u>第7節～第21節 略</u> <u>第22節 ライフライン施設災害予防計画</u> 略 1～2 略 3 電力供給施設災害予防計画 災害による電力供給施設の被害を軽減し、又は速やかな復旧措置による電力供給ラインの確保のため、市は、電気事業者(東北電力株式会社)が実施する次の災害予防対策について協力するとともに、<u>東北電力ネットワーク株式会社長井電力センターと平成20年3月21日に締結した</u>「災害時の協力に関する協定書」及び平成30年6月25日の「確認書」に基づき、災害時における資材置場等の確保に協力する等、平常時から情報交換を行い連携の強化を図る。 【東北電力ネットワーク株式会社】 （1）～（5） 略 4 略 <u>第23節～第26節 略</u>	<u>第1節～第21節 略</u> <u>第6節 消防体制整備計画</u> 略 1 略 2 通信手段・運用体制の整備 （1） 略 （2） 通信・運用体制の整備 ア 消防本部における<u>高機能消防指令センターの整備により</u>、緊急時における通報の受理及び各署所への出動指令の迅速化を図るほか、消防、救急活動に必要な救急医療、消防水利、道路、気象情報等のバックアップ体制を強化する。 イ～ウ 略 <u>第7節～第21節 略</u> <u>第22節 ライフライン施設災害予防計画</u> 略 1～2 略 3 電力供給施設災害予防計画 災害による電力供給施設の被害を軽減し、又は速やかな復旧措置による電力供給ラインの確保のため、市は、電気事業者(東北電力株式会社)が実施する次の災害予防対策について協力するとともに、<u>東北電力ネットワーク株式会社長井電力センターと締結した</u>「災害時の協力に関する協定書」及び平成30年6月25日の「確認書」に基づき、災害時における資材置場等の確保に協力する等、平常時から情報交換を行い連携の強化を図る。 【東北電力ネットワーク株式会社】 （1）～（5） 略 4 略 <u>第23節～第26節 略</u>	令和5年度整備完了による（表現の適正化） 変更後の協定に対応するため（表現の適正化）

長井市地域防災計画修正（第2編第2章）

現 行	修 正	修正理由等
第1節 災害対策本部の組織 略 1 災害対策本部の設置 (1)～(5) 略 (6) 災害対策本部の組織編成等 略 ア 長井市災害対策本部の組織編成は次のとおりとする。 ◆長井市災害対策本部組織体制概図	第1節 災害対策本部の組織 略 1 災害対策本部の設置 (1)～(5) 略 (6) 災害対策本部の組織編成等 略 ア 長井市災害対策本部の組織編成は次のとおりとする。 ◆長井市災害対策本部組織体制概図	令和6年度市の組織に合わせた修正

現 行		修 正		修正理由等
※主な災害対応協力関係(協定締結等)諸団体等 自主防災組織 協同組合 県南生コンクリート 日水協山形県支部 協同組合 上下水道工業 建設業協会 LPガス協会 センター コメリ災害対策 民生委員 社会福祉協議会 日本赤十字社 西置賜郡医師会 県行政書士会		※主な災害対応協力関係(協定締結等)諸団体等 自主防災組織 協同組合 県南生コンクリート 日水協山形県支部 協同組合 上下水道工業 建設業協会 LPガス協会 センター コメリ災害対策 民生委員 社会福祉協議会 日本赤十字社 西置賜郡医師会 県行政書士会		
イ 略		イ 略		
ウ 各部門・班の事務分掌及び班長等については、次のとおりとする。		ウ 各部門・班の事務分掌及び班長等については、次のとおりとする。		
総務 部門 (当初避難 所支援重 視)	部名	班名	分 掌 業 務	
		総務班 班長：総合政策課長 〔総合政策課 総務課 議会事務局 選管事務局 監査委員事務局〕 【Gp長】 事務局：総務課長 総括：議会事務局長 避難所支援：総合戦略室長 秘書・広報：秘書・広報室 長	略	
		財政班 (財政課) 【班長】課長 【副班長】補佐	略	
		企画班 (地域づくり推進課) 【班長】課長 【副班長】補佐	略	
		税務班 (税務課) 【班長】課長 【副班長】補佐	略	
		会計班 (会計課) 【班長】課長 【副班長】補佐	略	
総務 部門 (当初避難 所支援重 視)	部名	班名	分 掌 業 務	
		総務班 班長：総合政策課長 〔総合政策課 総務課 議会事務局 選管事務局 監査委員事務局〕 【Gp長】 事務局：総務課長 総括：議会事務局長 避難所支援：総合戦略室長 秘書・広報：秘書・広報室 長	略	
		財政班 (財政課) 【班長】課長 【副班長】補佐	略	
		企画班 (地域づくり推進課) 【班長】課長 【副班長】補佐	略	
		税務班 (税務課) 【班長】課長 【副班長】補佐	略	
		会計班 (会計課) 【班長】課長 【副班長】補佐	略	

現 行			修 正			修正理由等
厚生 部門 (当初 要配 慮者 支援 重視)	市民班 (市民課) 【班長】課長 【副班長】補佐	略	厚生 部門 (当初 要配 慮者 支援 重視)	市民班 (市民課) 【班長】課長 【副班長】補佐	略	
	健康班 (健康スポーツ課) 【班長】健康推進担当課長 【副班長】①課長 ②健康推進室長 ③補佐	略		健康班 (健康スポーツ課) 【班長】健康推進担当課長 【副班長】①課長 ②健康推進室長 ③補佐	略	
	福祉班 (福祉あんしん課、子育て推進課) 【班長】福祉あんしん課長 【副班長】①子育て推進課長 ②長寿介護・地域包括支援センター担当課長	略		福祉班 (福祉あんしん課、子育て推進課) 【班長】福祉あんしん課長 【副班長】①子育て推進課長 ②長寿介護・地域包括支援センター担当課長	略	
	農林班 (農林課、農業委員会事務局) 【班長】農林課長 【副班長】農林課補佐	略		農林班 (農林課、農業委員会事務局) 【班長】農林課長 【副班長】農林課補佐	略	
	商工班 (商工振興課、観光文化交流課、新産業団地整備課) 【班長】商工振興課長 【副班長】観光文化交流課長	略		商工班 (商工振興課、観光文化交流課、新産業団地整備課) 【班長】商工振興課長 【副班長】観光文化交流課長	略	
	建設住宅班 (建設課) 【班長】課長 【副班長】補佐	略		建設住宅班 (建設課) 【班長】課長 【副班長】補佐	略	
建設 部門 (当初 応急 復旧 対応 重視)	水道班 (上下水道課) 【班長】課長 【副班長】補佐	略	建設 部門 (当初 応急 復旧 対応 重視)	水道班 (上下水道課) 【班長】課長 【副班長】補佐	略	

現 行			修 正			修正理由等																				
教育 部門	教育班 〔教育総務課 給食共同調理場 学校教育課 【班長】 教育総務課長 【副班長】 学校教育課長	略	教育 部門	教育班 〔教育総務課 給食共同調理場 学校教育課 【班長】 学校教育課長 【副班長】 教育総務課長	略	令和6年度市の組織に合わせた修正																				
	消防班 （消防本部、消防署、消防団） 【班長】消防主幹	略		消防班 （消防本部、消防署、消防団） 【班長】消防主幹	略																					
<table><tr><th>担 当 名</th><th>分 掌 業 務</th></tr><tr><td>地区対応職員</td><td>略</td></tr><tr><td>施設対応職員</td><td>略</td></tr><tr><td>避難所担当職員</td><td>略</td></tr><tr><td>現場対応職員</td><td>略</td></tr></table>			担 当 名	分 掌 業 務	地区対応職員	略	施設対応職員	略	避難所担当職員	略	現場対応職員	略	<table><tr><th>担 当 名</th><th>分 掌 業 務</th></tr><tr><td>地区対応職員</td><td>略</td></tr><tr><td>施設対応職員</td><td>略</td></tr><tr><td>避難所担当職員</td><td>略</td></tr><tr><td>現場対応職員</td><td>略</td></tr></table>			担 当 名	分 掌 業 務	地区対応職員	略	施設対応職員	略	避難所担当職員	略	現場対応職員	略	令和6年度市の組織に合わせた修正
担 当 名	分 掌 業 務																									
地区対応職員	略																									
施設対応職員	略																									
避難所担当職員	略																									
現場対応職員	略																									
担 当 名	分 掌 業 務																									
地区対応職員	略																									
施設対応職員	略																									
避難所担当職員	略																									
現場対応職員	略																									
エ 最高司令会議の開催 （ア） 組織 最高司令会議は、本部長、副本部長、司令部員(教育長、政策推進監、参与、参事、議会事務局長、消防団長、消防長)により構成する。 （イ）～（ウ） 略 オ～キ 略 2～6 略 第2節 職員の動員配備体制 略 1 略 2 職員の動員配備体制 （1） 配備体制の基準 市の災害応急対策活動の配備と活動体制の一般基準は、次のとおりとする。 なお、地震の場合は長井市で観測された震度によって自主的に参集することとする。																										

現 行					修 正					修正理由等	
区分	組 織 体 制	想定される業務	配備基準	職員の参集範囲（※自主参集）	区分	組 織 体 制	想定される業務	配備基準	職員の参集範囲（※自主参集）		
第1次配備	危機管理参与を室長とする「災害対策連絡室」を設置し、防災関係課の職員で、相互の連絡が円滑に行える体制とするとともに、速やかに災害対策連絡本部を設置できる体制とする。	・情報収集 ・被害の有無の確認 ・問合せ等への対応 ・必要に応じ市内への情報発信	震度4	◇総務参事、厚生参事、産業参事、建設参事、 <u>議会事務局長</u> ◇教育総務課長 ◇総務課長、総務課補佐、総務課職員のうち市内に在住する職員 ◇総合政策課秘書広報室及び情報システム担当職員のうち係長以上で市内に在住する職員 ◇危機管理室職員 ◇公所施設を所管する課長又は課長の指名する職員	第1次配備	危機管理参与を室長とする「災害対策連絡室」を設置し、防災関係課の職員で、相互の連絡が円滑に行える体制とするとともに、速やかに災害対策連絡本部を設置できる体制とする。	・情報収集 ・被害の有無の確認 ・問合せ等への対応 ・必要に応じ市内への情報発信	震度4	◇総務参事、厚生参事、産業参事、建設参事、 <u>議会事務局長、教育次長</u> ◇教育総務課長 ◇総務課長、総務課補佐、総務課職員のうち市内に在住する職員 ◇総合政策課秘書広報室及び情報システム担当職員のうち係長以上で市内に在住する職員 ◇危機管理室職員 ◇公所施設を所管する課長又は課長の指名する職員	令和6年度市の組織に合わせた修正	
	市長を本部長とする「災害対策連絡本部」を設置する。	・問合せ等への対応 ・被害状況の確認 ・避難所の開設 ・被害取りまとめ ・市内への情報発信 （防災ラジオ、屋外拡声装置、地区長への電話連絡、緊急速	震度5弱	第1次配備要員に加えて以下の職員 ◇消防団長 ◇消防本部からの連絡員 ◇係長以上の職員 ◇避難所担当職員 ◇地区対応職員 ◇保健師職員（避難所担当職員、施設対応職員を除く）		市長を本部長とする「災害対策連絡本部」を設置する。	・問合せ等への対応 ・被害状況の確認 ・避難所の開設 ・被害取りまとめ ・市内への情報発信 （防災ラジオ、屋外拡声装置、地区長への電話連絡、緊急速	震度5弱	第1次配備要員に加えて以下の職員 ◇消防団長 ◇消防本部からの連絡員 ◇係長以上の職員 ◇避難所担当職員 ◇地区対応職員 ◇保健師職員（避難所担当職員、施設対応職員を除く）		令和6年度市の組織に合わせた修正
	第3次配備（非常配備体制）	市長を本部長とする「災害対策本部」を設置する。	報メール、テレビ、ラジオ、市HP、LINE、Facebook、ook、広報車等） ・マスコミ対応 ・その他各班の業務	震度5強以上		◇ 全職員	第3次配備（非常配備体制）	市長を本部長とする「災害対策本部」を設置する。	報メール、テレビ、ラジオ、市HP、LINE、Facebook、ook、広報車等） ・マスコミ対応 ・その他各班の業務		
略 （2） 略					略 （2） 略						
3 略					3 略						

現 行	修 正	修正理由等																																																				
4 非常配備体制時の職員の参集場所及び参集手段 (1) 参集場所 ア 各職員は、以下に定めた場所に速やかに集合するものとする。 <table><tr><th>職務</th><th colspan="2">参集場所</th></tr><tr><td>本部職員</td><td colspan="2">市役所本庁舎</td></tr><tr><td rowspan="5">地区対応職員</td><td>致芳地区</td><td>致芳コミュニティセンター</td></tr><tr><td>西根地区</td><td>西根コミュニティセンター</td></tr><tr><td>平野地区</td><td>平野コミュニティセンター</td></tr><tr><td>伊佐沢地区</td><td>伊佐コミュニティセンター</td></tr><tr><td>豊田地区</td><td>豊田コミュニティセンター</td></tr><tr><td>施設対応職員</td><td colspan="2">当該職員の勤務地</td></tr><tr><td>避難所担当職員</td><td colspan="2">当該職員が担当する避難所</td></tr><tr><td>現場対応職員</td><td colspan="2">市役所本庁舎</td></tr></table> イ～エ 略 (2) 略 5～7 略 第3節～第10節 略 第11節 避難所の運営 略 1 避難所の開設 (1) 略 (2) 避難所の開設、避難者の受け入れ及び保護は、避難所担当職員が避難者等を含む地域住民の協力のもと実施し、その統括は政策推進監が行うものとする。 (3)～(6) 略 2～4 略 第12節～第34節 略	職務	参集場所		本部職員	市役所本庁舎		地区対応職員	致芳地区	致芳コミュニティセンター	西根地区	西根コミュニティセンター	平野地区	平野コミュニティセンター	伊佐沢地区	伊佐コミュニティセンター	豊田地区	豊田コミュニティセンター	施設対応職員	当該職員の勤務地		避難所担当職員	当該職員が担当する避難所		現場対応職員	市役所本庁舎		4 非常配備体制時の職員の参集場所及び参集手段 (1) 参集場所 ア 各職員は、以下に定めた場所に速やかに集合するものとする。 <table><tr><th>職務</th><th colspan="2">参集場所</th></tr><tr><td>本部職員</td><td colspan="2">市役所本庁舎</td></tr><tr><td rowspan="5">地区対応職員</td><td>致芳地区</td><td>致芳コミュニティセンター</td></tr><tr><td>西根地区</td><td>西根コミュニティセンター</td></tr><tr><td>平野地区</td><td>平野コミュニティセンター</td></tr><tr><td>伊佐沢地区</td><td>伊佐沢コミュニティセンター</td></tr><tr><td>豊田地区</td><td>豊田コミュニティセンター</td></tr><tr><td>施設対応職員</td><td colspan="2">当該職員の勤務地</td></tr><tr><td>避難所担当職員</td><td colspan="2">当該職員が担当する避難所</td></tr><tr><td>現場対応職員</td><td colspan="2">市役所本庁舎</td></tr></table> イ～エ 略 (2) 略 5～7 略 第3節～第10節 略 第11節 避難所の運営 略 1 避難所の開設 (1) 略 (2) 避難所の開設、避難者の受け入れ及び保護は、避難所担当職員が避難者等を含む地域住民の協力のもと実施し、その統括は政策推進参与が行うものとする。 (3)～(6) 略 2～4 略 第12節～第34節 略	職務	参集場所		本部職員	市役所本庁舎		地区対応職員	致芳地区	致芳コミュニティセンター	西根地区	西根コミュニティセンター	平野地区	平野コミュニティセンター	伊佐沢地区	伊佐沢コミュニティセンター	豊田地区	豊田コミュニティセンター	施設対応職員	当該職員の勤務地		避難所担当職員	当該職員が担当する避難所		現場対応職員	市役所本庁舎		表現の適正化 令和6年度市の組織に合わせた修正
職務	参集場所																																																					
本部職員	市役所本庁舎																																																					
地区対応職員	致芳地区	致芳コミュニティセンター																																																				
	西根地区	西根コミュニティセンター																																																				
	平野地区	平野コミュニティセンター																																																				
	伊佐沢地区	伊佐コミュニティセンター																																																				
	豊田地区	豊田コミュニティセンター																																																				
施設対応職員	当該職員の勤務地																																																					
避難所担当職員	当該職員が担当する避難所																																																					
現場対応職員	市役所本庁舎																																																					
職務	参集場所																																																					
本部職員	市役所本庁舎																																																					
地区対応職員	致芳地区	致芳コミュニティセンター																																																				
	西根地区	西根コミュニティセンター																																																				
	平野地区	平野コミュニティセンター																																																				
	伊佐沢地区	伊佐沢コミュニティセンター																																																				
	豊田地区	豊田コミュニティセンター																																																				
施設対応職員	当該職員の勤務地																																																					
避難所担当職員	当該職員が担当する避難所																																																					
現場対応職員	市役所本庁舎																																																					

現 行	修 正	修正理由等
第35節 自発的支援の受入 略 1 ～ 2 略 3 義援金の受入・配分 (1)～(3) 略 (4) 配分 ア 市は、地区長連合会、市議会厚生常任委員会、教育委員会、市災害対策本部、長井市社会福祉協議会、日本赤十字山形県支部等で構成する義援金配分委員会（以下この節において「委員会」という。）を組織し、義援金の総額及び被災状況等を考慮した配分対象及び配分基準等を定め、適切かつ速やかに配分するものとする。なお、配分委員会が必要と認めた場合は、被災者から意見を聴取するものとする。 イ～エ 略	第35節 自発的支援の受入 略 1 ～ 2 略 3 義援金の受入・配分 (1)～(3) 略 (4) 配分 ア 市は、地区長連合会、市議会厚生常任委員会、教育委員会、市災害対策本部、長井市社会福祉協議会、日本赤十字山形県支部等で構成する義援金配分委員会（以下この節において「委員会」という。）を組織し、義援金の総額及び被災状況等を考慮した配分対象及び配分基準等を定め、適切かつ速やかに配分するものとする。なお、委員会が必要と認めた場合は、被災者から意見を聴取するものとする。 イ～エ 略	表現の適正化

長井市地域防災計画修正（第3編第2章）

現 行					修 正					修正理由等
第1節 略					第1節 略					令和6年度市の組織に合わせた修正
第2節 職員の動員配備体制					第2節 職員の動員配備体制					
略					略					
2 職員の動員配備体制					2 職員の動員配備体制					
(1) 配備体制の基準					(1) 配備体制の基準					
市の災害応急対策活動の配備と活動体制の一般基準は、次のとおりとする。					市の災害応急対策活動の配備と活動体制の一般基準は、次のとおりとする。					
区分	組 織 体 制	想定される業務	配備基準	職員の参集範囲	区分	組 織 体 制	想定される業務	配備基準	職員の参集範囲	
第1次配備	危機管理参与を室長とする「災害対策連絡室」を設置し、防災関係課の職員で、相互の連絡が円滑に行える体制とするとともに、速やかに災害対策連絡本部を設置できる体制とする。 ※危機管理参与が不在の場合は、総務参事、厚生参事、産業参事の順で室長を代行する。	略	略	◇ 危機管理参与、総務参事 ※ 厚生参事、産業参事、建設参事、 <u>議会事務局長</u> 、教育総務課長は連絡を受けてから登庁 ◇ 総務課長、総務課補佐、総務課職員のうち市内に在住する職員 ◇ 総合政策課秘書広報室及び情報システム担当職員のうち係長以上で市内に在住する職員 ◇ 危機管理室職員	第1次配備	危機管理参与を室長とする「災害対策連絡室」を設置し、防災関係課の職員で、相互の連絡が円滑に行える体制とするとともに、速やかに災害対策連絡本部を設置できる体制とする。 ※危機管理参与が不在の場合は、総務参事、厚生参事、産業参事の順で室長を代行する。	略	略	◇ 危機管理参与、総務参事 ※ 厚生参事、産業参事、建設参事、 <u>議会事務局長</u> 、 <u>教育次長</u> 、教育総務課長は連絡を受けてから登庁 ◇ 総務課長、総務課補佐、総務課職員のうち市内に在住する職員 ◇ 総合政策課秘書広報室及び情報システム担当職員のうち係長以上で市内に在住する職員 ◇ 危機管理室職員	
第2次配備	市長を本部長とする「災害対策連絡本部」を設置する。 ※ 市長が不在の場合は、副市長、 <u>政策推進監の順</u> で本部長を代行する。	略	略	略	第2次配備	市長を本部長とする「災害対策連絡本部」を設置する。 ※ 市長が不在の場合は、副市長、 <u>総務参事の順</u> で本部長を代行する。	略	略	略	
第3次配備（非常配備体制）	市長を本部長とする「災害対策本部」を設置する。 ※ 市長が不在の場合は、副市長、 <u>政策推進監の順</u> で本部長を代行する。		略	略	第3次配備（非常配備体制）	市長を本部長とする「災害対策本部」を設置する。 ※ 市長が不在の場合は、副市長、 <u>総務参事の順</u> で本部長を代行する。		略	略	
略					略					令和6年度市の組織に合わせた修正

現 行					修 正					修正理由等			
第3節～第5節 略					第3節～第5節 略					気象庁による基準の見直し			
第6節 気象情報等の収集・伝達					第6節 気象情報等の収集・伝達								
略					略								
1 略					1 略								
2 気象予警報等の種類					2 気象予警報等の種類								
(1) 略					(1) 略								
(2) 特別警報、警報、注意報発表基準					(2) 特別警報、警報、注意報発表基準								
長井市	府県予想区		山形県		長井市	府県予想区		山形県					
	一次細分区域		置賜			一次細分区域		置賜					
	市町村等をまとめた区域		西置賜			市町村等をまとめた区域		西置賜					
特別警報	大雨		略		特別警報	大雨		略					
	暴風		略	略		暴風		略	略				
	高潮			略		高潮			略				
	波浪			略		波浪			略				
	暴風雪		略			暴風雪		略					
	大雪		略			大雪		略					
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	7	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	7					
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	106		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	129					
	洪水		流域雨量指数基準	草岡川流域＝9.3、置賜野川流域＝22.1、水無川流域＝5.9、逆川流域＝8.8、大沢川流域＝5	洪水		流域雨量指数基準	草岡川流域＝9.3、置賜野川流域＝22.1、水無川流域＝6.1、逆川流域＝8.8、大沢川流域＝2.6					
			複合基準	置賜野川流域＝(5、19.5)			複合基準	置賜野川流域＝(5、19.5)					
			指定河川洪水予報による基準	最上川上流[糠野目・小出]			指定河川洪水予報による基準	最上川上流[糠野目・小出]					
	暴風		平均風速	18m/s	暴風		平均風速	18m/s					
	暴風雪		平均風速	18m/s 雪を伴う	暴風雪		平均風速	18m/s 雪を伴う					
	大雪		降雪の深さ	平地	12 時間降雪の深さ 40 cm	大雪		降雪の深さ	平地	12 時間降雪の深さ 40 cm			
				山沿い	12 時間降雪の深さ 45 cm				山沿い	12 時間降雪の深さ 45 cm			
	波浪		有義波高	－		波浪		有義波高	－				
	高潮		潮位	－		高潮		潮位	－				

現 行					修 正					修正理由等	
注意報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	7	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	7			
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	80		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	98			
	洪水	流域雨量指数基準		草岡川流域＝7.4、置賜野川流域＝17.6、水無川流域＝4.7、逆川流域＝7、大沢川流域＝4		洪水	流域雨量指数基準			草岡川流域＝7.4、置賜野川流域＝17.6、水無川流域＝4.8、逆川流域＝7、大沢川流域＝2	
				複合基準※1						最上川流域＝(6、36.5)、草岡川流域＝(5、5.8)、置賜野川流域＝(5、15.6)、置賜白川流域＝(6、17.1)、水無川流域＝(5、4.7)、逆川流域＝(5、6.8)	
		指定河川洪水予報による基準		最上川上流[糠野目・小出]			指定河川洪水予報による基準			最上川上流[糠野目・小出]	
	強風	平均風速		12m/s		強風	平均風速			13m/s	
	風雪	平均風速		12m/s 雪を伴う		風雪	平均風速			13m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平地	12 時間降雪の深さ 25 cm	大雪	降雪の深さ	平地	12 時間降雪の深さ 25 cm			
			山沿い	12 時間降雪の深さ 30 cm			山沿い	12 時間降雪の深さ 30 cm			
	波浪	有義波高		－		波浪	有義波高			－	
	高潮	潮位		－		高潮	潮位			－	
	雷	落雷等により被害が予想される場合				雷	落雷等により被害が予想される場合				
	融雪	融雪により浸水等の被害が予想される場合				融雪	融雪により浸水等の被害が予想される場合				
	濃霧	視程		100m		濃霧	視程			100m	
	乾燥	略				乾燥	略				
	なだれ	略				なだれ	略				
	霜	略				霜	略				
	着氷・着雪	略				着氷・着雪	略				
	低温	略				低温	略				
	記録的短時間大雨情報		1 時間雨量		100 mm	記録的短時間大雨情報		1 時間雨量		100 mm	
略 (3)～(10) 略 3～5 略 第7節～第34節 略					略 (3)～(10) 略 3～5 略 第7節～第34節 略						

長井市地域防災計画修正（第4編）

現 行	修 正	修正理由等
第1章 雪害対策 第1節 略 第2節 災害応急対策計画 1 除雪体制 (1) 略 (2) 交通の確保 ア 略 イ 市道の除雪 (ア) 市道路除雪計画に定めるところにより、市は、冬期間の交通確保を図るための除雪を行う。 (イ) 市道の除雪延長は次のとおりである。 a 市道実延長 車道部 505.4km b 市道除雪延長 車道部 310.0km(除雪実施率61.3％／消雪含む) (内訳) (a) 幹線市道 車道部延長96.2km 除雪延長 87.2km 除雪実施率90.6％ (b) その他市道 車道部延長409.2km 除雪延長 222.8km 除雪実施率54.4％ (ウ) 略 ウ 略 (3)～(4) 略 2 略 3 豪雪対策本部の設置 (1) 略 (2) 豪雪対策連絡会議の組織 ア 豪雪対策連絡会議は、副市長を議長とし、教育長、政策推進監、技術参与、危機管理参与、総務参事、厚生参事、産業参事、建設参事、会計管理者、教育総務課長、総務課長を以って組織する。 イ 豪雪対策連絡会議の事務局は総務課に置くものとする。 (3) 略 (4) 本部の組織 ア 豪雪対策本部は、市長を本部長、副市長を副本部長とし、教育長、庁内の監職、参与職、参事職、課長職にあるもの者を本部員として組織する。	第1章 雪害対策 第1節 略 第2節 災害応急対策計画 1 除雪体制 (1) 略 (2) 交通の確保 ア 略 イ 市道の除雪 (ア) 市道路除雪計画に定めるところにより、市は、冬期間の交通確保を図るための除雪を行う。 (イ) 市道の除雪延長は次のとおりである。 a 市道実延長 車道部 504.5km b 市道除雪延長 車道部 307.1km(除雪実施率60.9％／消雪含む) (内訳) (a) 幹線市道 車道部延長96.2km 除雪延長 87.2km 除雪実施率90.6％ (b) その他市道 車道部延長408.3km 除雪延長 219.9km 除雪実施率53.9％ (ウ) 略 ウ 略 (3)～(4) 略 2 略 3 豪雪対策本部の設置 (1) 略 (2) 豪雪対策連絡会議の組織 ア 豪雪対策連絡会議は、副市長を議長とし、教育長、政策推進参与、技術参与、危機管理参与、総務参事、厚生参事、産業参事、建設参事、会計管理者、教育次長、教育総務課長、総務課長を以って組織する。 イ 豪雪対策連絡会議の事務局は総務課に置くものとする。 (3) 略 (4) 本部の組織 ア 豪雪対策本部は、市長を本部長、副市長を副本部長とし、教育長、庁内の参与職、参事職、次長職、課長職にあるもの者を本部員として組織する。	時点修正 令和6年度市の組織にあわせた修正 令和6年度市の組織にあわせた修正

現 行	修 正	修正理由等
イ 事務局は総務課に置くものとする。 (5)～(7) 略 <u>第2章 道路災害対策</u> 略 <u>第3章 鉄道災害対策</u> 略 <u>第4章 航空災害対策</u> 略 <u>第5章 林野火災対策</u> 略 <u>第6章 原子力災害対策</u> 略	イ 事務局は総務課に置くものとする。 (5)～(7) 略 <u>第2章 道路災害対策</u> 略 <u>第3章 鉄道災害対策</u> 略 <u>第4章 航空災害対策</u> 略 <u>第5章 林野火災対策</u> 略 <u>第6章 原子力災害対策</u> 略	